

(別紙様式1)

平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価

都道府県名：広島県
農業委員会名：神石高原町農業委員会

I 法令事務に関する点検

1 総会等の開催及び議事録の作製

(1) 総会等の開催日・公開である旨の周知状況

周知している 周知していない又は周知していなかった

周知の方法	神石高原町掲示板に掲載
改善措置	
周知していない場合、その理由	

(2) 総会等の議事録の作製

作製している 作製していない又は作製していなかった

作製までに要した期間	6日
改善措置	

※ 作製までに要した期間については、議事録の作製の手続及びそれに要した平均日数を記入

(3) 議事録の内容

詳細なものを作製している 概要のみで作製している又は作製していた

改善措置	
------	--

(4) 議事録の公表

公表している 公表していない又は公表していなかった

公表の方法	事務局(本庁)に備え付けによる閲覧
改善措置	

2 事務に関する点検

(1) 農地法第3条に基づく許可事務

(1年間の処理件数: 31 件、うち許可 31 件及び不許可 0 件)

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	申請書類の確認を行うとともに、複数の農業委員及び事務職員で現地調査を実施している。さらに必要に応じて申請者に対する聞き取りを実施している。			
	是正措置				
総会等での審議	実施状況	関係法令・審査基準に基づき、議案ごとに審議している。			
	是正措置				
申請者への審議結果の通知	実施状況	申請者へ総会等での指摘や許可条件等を説明した件数	0件		
		不許可処分の理由の詳細を説明した件数	0件		
	是正措置	総会で農業委員会から指摘された留意事項を申請者へ伝える。			
審議結果等の公表	実施状況	議事録にて詳細に公表している。閲覧の実施。			
	是正措置				
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から 25日	処理期間(平均)	20日
	是正措置	事務処理の事前周知を行う。			

(2) 農地転用に関する事務 (意見を付して知事への送付)

(1年間の処理件数: 36 件)

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	複数の農業委員及び事務職員による書類審査及び現地調査を実施している。			
	是正措置				
総会等での審議	実施状況	許可基準に基づき、転用事務内容、立地状況等について総合的に判断している。			
	是正措置				
審議結果等の公表	実施状況	議事録にて詳細に公表している。閲覧の実施。			
	是正措置				
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から 40日	処理期間(平均)	55日
	是正措置	事務処理の事前周知を行う。			

(3) 農業生産法人からの報告への対応

点検項目	実施状況	
農業生産法人からの報告について	管内の農業生産法人数	20 法人
	うち報告書提出農業生産法人数	20 法人
	うち報告書の督促を行った農業生産法人数	0 法人
	うち督促後に報告書を提出した農業生産法人数	0 法人
	うち報告書を提出しなかった農業生産法人	0 法人
	提出しなかった理由	
	対応方針	
農業生産法人の状況について	農業生産法人の要件を欠くおそれがあるため農業委員会が必要な措置をとるべきことを勧告した農業生産法人数	0 法人
	対応状況	

(4) 情報の提供等

点検項目	具体的な内容	
貸借料情報の調査・提供	実施状況	調査対象貸借件数 433 件 公表時期 平成28年 3月 情報の提供方法:町掲示板に掲載
	是正措置	
農地の権利移動等の状況把握	実施状況	調査対象権利移動等件数 51 件 取りまとめ時期 毎月 情報の提供方法:総会議事録閲覧により公開
	是正措置	
農地基本台帳の整備	実施状況	整備対象農地面積 2,723 ha 整備方法 電算処理システムを導入し整備。 データ更新:利用状況調査結果, 相続等の届出, 農地法の許可, 農用地利用集積計画に基づく利用権設定等, その他補足調査を実施し毎月更新している。
	是正措置	

※その他の法令事務

上記(1)から(4)に掲げる事務以外の総会等において意思決定を行う法令事務(農地法第3条の2第2項に基づく許可の取消しや農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく農用地利用集積計画の決定等の事務)については、それぞれの事務ごとに、事実関係の確認、総会等での審議及び審議結果等の公表等の実施状況及び是正措置を点検し、(1)の様式に準じて取りまとめること。

(※1) 農地法第3条の2第2項に基づく許可の取消し

(1年間の処理件数: 0 件、うち許可 0 件及び不許可 0 件)

点検項目		具体的な内容				
事実関係の確認	実施状況					
	是正措置					
総会等での審議	実施状況					
	是正措置					
申請者への審議結果の通知	実施状況	申請者へ総会等での指摘や許可条件等を説明した件数	0 件			
		不許可処分の理由の詳細を説明した件数	0 件			
	是正措置					
審議結果等の公表	実施状況					
	是正措置					
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から	日	処理期間(平均)	日
	是正措置					

(※2) 農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく農用地利用集積計画の決定

(1年間の処理件数: 808 件、うち許可 808 件及び不許可 0 件)

点検項目		具体的な内容				
事実関係の確認	実施状況	農用地利用集積計画の記載内容を確認するとともに、新規の利用権設定については、複数の農業委員及び事務職員で現地調査を実施している。				
	是正措置					
総会等での審議	実施状況	関係法令・審議基準に基づき、議案ごとに審議している。				
	是正措置					
申請者への審議結果の通知	実施状況	申請者へ総会等での指摘や許可条件等を説明した件数	0 件			
		不許可処分の理由の詳細を説明した件数	0 件			
	是正措置					
審議結果等の公表	実施状況	議事録に詳細に記載し、閲覧の実施				
	是正措置					
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から	25 日	処理期間(平均)	30 日
	是正措置					

(5) 地域の農業者等からの意見等

農地法第3条に基づく許可事務	意見なし
農地転用に関する事務	意見なし
農業生産法人からの報告への対応	意見なし
情報の提供等	意見なし
その他法令事務に関するもの	意見なし

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

II 法令事務(遊休農地に関する措置)に関する評価

1 現状及び課題

現 状 (平成27年3月現在)	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	割合(B/A×100)
	2,723ha	179ha	6.60%
課 題	農地利用状況調査の実施と遊休農地の所有者等への指導徹底が必要。		

※ 遊休農地面積は、農地法第30条第1項及び第2項に規定する農地の利用状況調査により把握した同条第3項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 平成27年度の目標及び実績

目 標①	実 績②	達成状況(②/①×100)
3ha	0.5ha	17%

※1 目標欄には、別紙様式2の1の4の目標欄の目標値を記入

※2 実績欄には、1年間に1の遊休農地面積(B)をどの程度減少させたかを記入

3 2の目標の達成に向けた活動

活動計画	農地の利用状況調査	調査実施時期	調査員数(実数)	調査結果取りまとめ時期	
		8月～10月	27人	11月～12月	
	調査方法	1 管内全域を調査区域とし道路からの目視による巡回調査を一斉に実施、遊休化している場合は、当該農地等の状況をさらに詳しく確認し、写真を撮り、地図等に記録。 2 農業委員2名体制をとり、各農業委員の担当地区を調査。 3 遊休農地は、時間をおいて再度調査し、通年で遊休地化しているか確認。 4 仮登記農地、農地法第3条第3項及び基盤法第18条第2項第6号の権利設定農地、納税猶予特例適用農地を明確にして調査。			
遊休農地への指導	実施時期:1月～3月				
活動実績	農地の利用状況調査	調査実施時期	調査員数(実数)	調査結果取りまとめ時期	
		8月～11月	27人	12月～2月	
	調査方法	1 管内全域を調査区域とし道路からの目視による巡回調査を一斉に実施、遊休化している場合は、当該農地等の状況をさらに詳しく確認し、写真を撮り、地図等に記録。 2 農業委員2名体制をとり、各農業委員の担当地区を調査。			
	遊休農地への指導	実施時期: 月～月	指導件数: 件	指導面積: ha	指導対象者: 人
	遊休農地である旨の通知	件数: 件	面積: ha	対象者: 人	
	農業上の利用の増進を図るために必要な措置を講ずべきことの勧告	件数: 件	面積: ha	対象者: 人	
その他の取組状況	農業委員により、随時農地パトロールを実施				

※ その他の取組状況欄には、農地の利用状況調査以外の遊休農地に対する監視活動を記入

4 評価の案

目標に対する評価の案	目標は達成できなかったが、遊休農地の所有者等への指導が確実に進んでおり、目標としては妥当。
活動に対する評価の案	遊休農地の所有者等への指導は確実に進展し遊休農地解消への理解が進みつつある。このため、農家への事前周知による円滑な利用状況調査や指導を行うとともに、指導の段階で遊休農地の有効利用が図られるよう徹底することが必要。

5 地域の農業者等からの意見等

目標の評価案に対する意見等	意見なし
活動の評価案に対する意見等	意見なし

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

6 地域の農業者等からの意見等を踏まえた評価の決定

目標に対する評価	目標は達成できなかったが、遊休農地の所有者等への指導が確実に進んでおり、目標としては妥当。
活動に対する評価	遊休農地の所有者等への指導は確実に進展し遊休農地解消への理解が進みつつある。このため、農家への事前周知による円滑な利用状況調査や指導を行うとともに、指導の段階で遊休農地の有効利用が図られるよう徹底することが必要。

Ⅲ 促進等事務に関する評価

1 認定農業者等担い手の育成及び確保

(1) 現状及び課題

現 状 (平成27年3月現在)	農家数	1,963戸	認定農業者 79経営	特定農業法人 3法人	特定農業団体 団体
	うち主業農家	137戸			
	農業生産法人数	20法人			
課 題	担い手の高齢化が進んでいるため、認定農業者制度や法人化の意義、メリットについて、対象者別に説明会や個別訪問等を実施して理解を得つつ、担い手を確保する必要がある。				

※ 農業者や農業経営体の把握時点が異なる場合には、欄外にそれぞれの把握時点を注記

(2) 平成27年度の目標及び実績

	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
目 標 ①	5経営	1法人	1団体
実 績 ②	3経営	0法人	0団体
達成状況 (②/①×100)	60%	0%	0%

※1 目標欄には、別紙様式2のⅡの1の(4)の目標欄の目標値を記入

※2 実績欄には、1年間に(1)の認定農業者、特定農業法人及び特定農業団体をどの程度増加させたかを記入

(3) (2)の目標の達成に向けた活動

	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
活動計画	目標案設定の考え方:担い手育成に取り組んでいる産業課が、平成27年度時点における担い手の育成・確保目標を認定農業者100経営、特定農業法人20法人、特定農業団体1団体と定め、年間の目標も認定農業者100経営、特定農業法人20法人、特定農業団体1団体と定めているため、農業委員会としても産業課と連携し当該目標の達成を目指す必要があると考える。		
活動実績	農業委員等から意欲のある農業者の情報収集を行い、産業課と連携し認定の推進活動を実施する。	産業課が行う集落営農の法人化のための説明会(9月)や集落座談会(2月)に参画し、特定農業法人制度の周知や普及を図る。	産業課が行う特定農業団体設立のための説明会(10月)や集落座談会(2月)に参画し、特定農業団体制度の周知や普及を図る。

(4) 評価の案

	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
目標に対する評価の案	説明会や個別訪問を継続した結果、目標の実績は得られなかったが、目標は妥当であった。	目標は達成できなかったが、より多くの集落営農の法人化を図る必要があることから目標値としては妥当である。	目標は達成できなかったが、より多くの集落営農の法人化を図る必要があることから目標値としては妥当である。
活動に対する評価の案	普及の取組は計画どおり実施。今後も継続的に実施する必要がある。	取組は計画どおり実施したが、実績はゼロであったため、より一層制度の普及を図る必要がある。	取組は計画どおり実施したが、実績はゼロであったため、より一層制度の普及を図る必要がある。

(5) 地域の農業者等からの意見等

目標の評価案に対する意見等	意見なし
活動の評価案に対する意見等	意見なし

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

(6) 地域の農業者等からの意見等を踏まえた評価の決定

	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
目標に対する評価	説明会や個別訪問を継続した結果、目標の実績は得られなかったが、目標は妥当であった。	目標は達成できなかったが、より多くの集落営農の法人化を図る必要があることから目標値としては妥当である。	目標は達成できなかったが、より多くの集落営農の法人化を図る必要があることから目標値としては妥当である。
活動に対する評価	普及の取組は計画どおり実施。今後も継続的に実施する必要がある。	取組は計画どおり実施したが、実績はゼロであったため、より一層制度の普及を図る必要がある。	取組は計画どおり実施したが、実績はゼロであったため、より一層制度の普及を図る必要がある。

2 担い手への農地の利用集積

(1) 現状及び課題

現 状 (平成27年3月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	2,723ha	321ha	11.80%
課 題	農業従事者の減少・高齢化等による遊休農地の増加、農地の分散等により農地の確保・有効利用を図ることが困難となっている。早急に農地の利用集積を図る必要がある。		

※ これまでの集積面積は、把握時点において担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

(2) 平成27年度の目標及び実績

目 標①	実 績②	達成状況(②/①×100)
20ha	27ha	135%

※1 目標欄には、別紙様式2のⅡの2の(4)の目標欄の目標値を記入

※2 実績欄には、1年間に(1)のこれまでの集積面積をどの程度増加させたかを記入

(3) (2)の目標の達成に向けた活動

活動計画	4月 円滑な権利移動ができるよう、広報誌やリーフレット等を活用し、農用地利用集積計画による利用権設定の制度等を周知。 5月 管内の農地所有者を対象としたアンケート等による農地貸借の意向確認。 6～8月 農地の利用集積に向けた掘り起こし活動(意向調査の結果を基に担い手への利用集積が可能な農地を確定) 8～9月 担い手への農地の利用集積に向けたあつせん活動。
活動実績	4月 広報誌で農用地利用集積計画による利用権設定の制度等を周知。 8月 管内の農地所有者を対象としたアンケート等により、今後の農地貸借の意向確認。 8～10月 意向調査の結果を基に担い手への利用集積が可能な農地を確定し、農地所有者に対し農業委員及び職員による戸別訪問を実施。 11～12月 農地所有者に対する戸別訪問の結果を踏まえ、担い手に対し農業委員及び職員による戸別訪問の実施。

(4) 評価の案

目標に対する評価の案	目標値は新たな法人の集積があつた為達成できた。意向調査の結果、農地の出し手、受け手の利用集積の需要はあるため、目標値としては妥当であつた。今後も、意向調査の結果を基にあつせん活動を継続する必要がある。
活動に対する評価の案	農地所有者に意向に基づいて対象者を絞った上での戸別訪問により、対象者の理解が進んだものの、利用集積の目標値には到達できなかった。理解を得るため活動を継続すると共に、積極的なあつせん活動を行う必要がある。

(5) 地域の農業者等からの意見等

目標の評価案に対する意見等	意見なし
活動の評価案に対する意見等	意見なし

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

(6) 地域の農業者等からの意見等を踏まえた評価の決定

目標に対する評価	4月 円滑な権利移動ができるよう、広報誌やリーフレット等を活用し、農用地利用集積計画による利用権設定の制度等を周知。 5月 管内の農地所有者を対象としたアンケート等による農地貸借の意向確認。 6～8月 農地の利用集積に向けた掘り起こし活動(意向調査の結果を基に担い手への利用集積が可能な農地を確定) 8～9月 担い手への農地の利用集積に向けたあつせん活動。
活動に対する評価	4月 広報誌で農用地利用集積計画による利用権設定の制度等を周知。 8月 管内の農地所有者を対象としたアンケート等により、今後の農地貸借の意向確認。 8～10月 意向調査の結果を基に担い手への利用集積が可能な農地を確定し、農地所有者に対し農業委員及び職員による戸別訪問を実施。 11～12月 農地所有者に対する戸別訪問の結果を踏まえ、担い手に対し農業委員及び職員による戸別訪問の実施。

3 違反転用への適正な対応

(1) 現状及び課題

現 状 (平成27年3月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)	割合(B/A×100)
	2,723ha	2.2ha	0.08%
課 題	遊休農地の増加に伴う残土等の不法投棄が、農地の確保・有効利用を図る上で課題となっている。特に、神石高原町は山間部にあり、地元農業者の目も届かないため、違反転用の発見が遅れがちであり、重点的な監視活動が必要		

※ 違反転用面積は、把握時点において管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

(2) 平成27年度の目標及び実績

目 標①	実 績②	達成状況(②/①×100)
0.5ha	0.5ha	100%

※1 目標欄には、別紙様式2のⅡの3の(4)の目標欄の目標値を記入

※2 実績欄には、1年間に(1)の違反転用面積(B)をどの程度減少させたかを記入

(3) (2)の目標の達成に向けた活動

活動計画	○違反転用の是正指導 違反転用者に対し、毎月、違反の是正の意向、是正までのスケジュール等の聞き取りを実施。 ○違反転用の発生防止に向けた取組 5月 広報誌で住民に対し違反転用が犯罪であることを周知。リーフレットで農業者に対し違反転用情報の農業委員会への提供を呼びかけ。 11月 重点監視地域での農地パトロールの実施。
活動実績	○違反転用者への是正指導 5月～9月 違反転用者に対し、違反の是正の意向、是正までのスケジュール等の聞き取り。 ○違反転用の発生防止に向けた取組 7月 広報誌で住民に対し農地転用制度の周知及び違反転用が犯罪である旨を周知。9月～12月 農地パトロールの実施。

(4) 評価の案

目標に対する評価の案	目標は達成できた。違反転用の発生防止及び早期発見・早期指導が重要であり、目標値としては妥当なものと考える。
活動に対する評価の案	違反転用者への是正指導等を実施し、一部は是正されたが是正されなかったものがある。引き続き是正指導を行う必要がある。懸案事項については県等関係機関と連携し指導を強化することが必要。 違反転用の啓発活動について、広報誌への掲載は実施した。

(5) 地域の農業者等からの意見等

目標の評価案に対する意見等	意見なし
活動の評価案に対する意見等	意見なし

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

(6) 地域の農業者等からの意見等を踏まえた評価の決定

目標に対する評価結果	目標は達成できなかったが、違反転用の発生防止及び早期発見・早期指導が重要であり、目標値としては妥当なものと考える。
活動に対する評価結果	違反転用者への是正指導等を実施し、一部は是正されたが是正されなかったものがある。引き続き是正指導を行う必要がある。懸案事項については県等関係機関と連携し指導を強化することが必要。 違反転用の啓発活動について、広報誌への掲載は実施した。

※その他の促進等事務

上記1から3に掲げる事務以外の促進等事務について、目標及びその達成に向けた活動に対する評価を行う場合には、それぞれの事務ごとに、上記1から3の様式に準じて取りまとめること。